

[医師賠償責任保険] 傷害担保追加条項

(同時セット:特定感染症危険担保追加条項、指定感染症追加補償特約(特定感染症用))

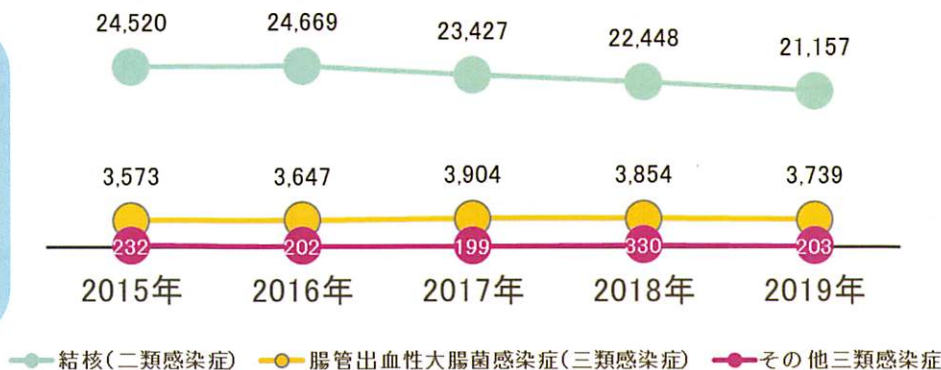
貴院の業務に従事する方を包括で補償します！

- ◆従業員が通勤途上に電柱に激突、入院することになった。
- ◆従業員が院内で清掃中に右足を捻挫した。
- ◆医療施設内の医療用放射線照射装置により被曝し、入院した。
- ◆SARS、O-157などの特定感染症によって、従業員が入院した。
- ◆新型コロナウイルス(COVID-19)感染によって、従業員が入院した。



近年、日本国内での一類から三類感染症の発生は、減少傾向ではあるものの、年間25,000件以上の報告数があります。この機会に感染症補償についてご検討ください。

日本国内感染症発生動向



※出典:国立感染症研究所「発生動向調査年別報告数一覧」
※2018年は2019年10月26日現在報告数、2019年は速報値

近年社会問題化している院内暴力への備えとしてもご検討ください！

- ◆入院患者から因縁をつけられ、一方的に殴られ負傷した。
(注)相手に対する挑発行為をして、傷害を負った場合は保険金のお支払い対象外となります。

補償の概要

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、日本国内において、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害^(注1)、中毒症状(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。)、特定感染症^(注2)を発病した場合に対し、所定の保険金をお支払いします。

(注1) 医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害を含みます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師)の診断を受けた結果、被曝による障害と認定された場合にかぎりあります。

(注2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症および三類感染症ならびに新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条により指定される新型コロナウイルス感染症をいいます。

区分	感染症
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス
指定感染症	新型コロナウイルス感染症